

2011年5月11日
みずほコーポレート銀行(中国)有限公司
中国アドバイザー一部

—上海市出入国検査検疫局公告関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス
(第166号)

**上海市出入国検査検疫局、
日本産食品・農産物の輸入規制に係る手続を明確化
～3月11日以前に生産された製品は原則輸入可能に～**

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

上海市出入国検査検疫局は2011年4月27日付で、『日本の中国向け輸出食品、食用農産物に対する検査検疫要求をより一層明確にすることに関する通達』(以下、『27日通達』という)を公布しました。『27日通達』では、現在、中国の検査検疫機関において実施されている日本産食品・農産物の輸入規制措置につき、上海市での取扱いについて明確化を図ったもので、東日本大震災発生日である2011年3月11日以前に生産された製品であれば、現行の日本産食品・農産物に対する規制措置を適用せず、上海市出入国検査検疫局による放射性物質検査・測定に合格した後に輸入を許可する旨、規定しています。

『通達』は上海市を対象とした規定です。上海市以外の地域では、日本産食品・農産物に係る輸入手続や検査検疫管理などが上海市と異なる可能性がございます。上海市以外の地域の情報につきましては、お近くの「みずほ」、もしくは関連当局までお問い合わせください。

国家品質監督検査検疫総局は日本の原子力発電所の放射能漏れ事故を受け、3月24日付で『一部の日本産食品・農産物の輸入を禁止することに関する公告』(2011年第35号、以下、『35号公告』という)を公布し、一部の日本産食品に対して輸入禁止措置を発表しました。さらに4月8日付で『日本からの輸入食品・農産物に対する検査検疫監督管理をさらに強化することに関する公告』(2011年第44号、以下、『44号公告』という)を公布し、日本の福島、群馬、栃木、茨城、宮城、山形、新潟、長野、山梨、埼玉、東京、千葉の12都県産の「食品、食用農産物および飼料」を輸入禁止としたほか、上記12都県以外の地域で生産された食品、食用農産物および飼料を輸入する場合に、「日本政府発行の放射性物質検査・測定合格に係る証明書」および「原産地証明」の提出を要求し、検疫管理の強化を図りました¹。

上海市出入国検査検疫局は上記措置を受け、4月11日付で『上海市口岸において日本からの輸入食品・農産物に対する検査検疫監督管理をより一層強化することに関する通達』(以下、『11日通達』という)を公布²。『44号公告』では各地の検査検疫機関に対して、日本の対中国食品国外輸出業者もしくは代理業者に係る届出管理を実施

¹ 『35号公告』および『44号公告』につきましては、『みずほ中国ビジネス・エクスプレス』第163号をご参照ください。以下のURLよりダウンロード可能となっております。⇒ http://www.mizuhocbk.com/china/jp/fin_info/pdf/BusinessExpressNo.163.pdf

² 『11日通達』につきましては、『みずほ中国ビジネス・エクスプレス』第164号をご参照ください。以下のURLよりダウンロード可能となっております。⇒ http://www.mizuhocbk.com/china/jp/fin_info/pdf/BusinessExpressNo.164.pdf

するように求めていましたが、『11日通達』ではこの届出管理につき、『上海口岸における日本の中国向け輸出食品に係る輸出業者もしくは代理業者の届出申請についての注意事項』（以下、『届出申請についての注意事項』という）を制定し、上海市での届出手順について規定にしました。

また『44号公告』では日本食品の輸入業者に対して、輸入・販売記録制度を確立するように求めていましたが、『11日通達』では当該措置につき、『食品輸入業者による入国食品輸入、販売記録の登記・保存についての注意事項』（以下、『登記・保存についての注意事項』という）に基づき、日本食品の輸入・保存について必要事項を記録するように要求しました。

『27日通達』では、上述の日本産食品に対する輸入規制措置に関してさらに明確化を図ったもので、2011年3月11日以前に生産された製品であれば、『35号公告』および『44号公告』で規定されている輸入禁止措置、ならびに「日本政府発行の放射性物質検査・測定合格に係る証明書」および「原産地証明」の提出に係る要求を適用せず、上海市出入国検査検疫局による放射性物質検査・測定に合格した後に輸入を許可する旨、規定しています。

さらに『27日通達』では、『44号公告』における輸入規制措置の対象を、3月11日以降に生産され、4月9日以降に出港した日本産食品・食用農産物であると明確に定義。また4月9日以降に出港した輸入食品・農産物の中で、3月11日以前に生産されたものと3月11日以降に生産されたものが混在している場合、輸入禁止の対象となっている製品、または公的証明書の提出ができない製品については、指定の港湾倉庫に保管し、かつ返送もしくは廃棄に係る手続を行うように要求しています。

【 上海市における日本産食品に対する輸入規制措置 】

産地	品目	規制措置
福島、群馬、栃木、茨城 宮城、山形、新潟、長野 山梨、埼玉、東京、千葉	食品、食用農産物、飼料	✓ <u>輸入禁止</u>
上記12都県以外	食品、食用農産物、飼料	✓ 日本政府発行の放射性物質検査・測定合格に係る証明書、原産地証明の提出が必要。 ✓ 輸入品に対して放射性物質の検査・測定を実施。合格した場合のみ輸入可能。不合格の場合は規定に基づき公表。
	水産物	✓ 上記以外に『入国動植物検疫許可証申請表』を提出し、産地、輸送経路を明記する必要あり。
【規制対象外】 ✓ <u>2011年3月11日以前</u> に生産された製品は規制措置の対象外。上海市出入国検査検疫局による放射性物質検査・測定に合格した後に輸入可能。 ✓ ただし4月9日以降に出港した輸入食品・農産物の中で、3月11日以前に生産されたものと3月11日以降に生産されたものが混在している場合、輸入禁止の対象となっている製品、または公的証明書の提出ができない製品については、指定の港湾倉庫に保管し、かつ返送もしくは廃棄に係る手続が必要。		
【その他規制措置】 ✓ 各地の検査検疫機関はすべての日本の対中国食品国外輸出業者もしくは代理業者に対して届出管理を実施。 ✓ 日本食品の輸入業者は輸入および販売記録制度を確立し、日本の対中国輸出食品の名称、規格、数量、生産期日、生産もしくは輸入ロット番号、品質保証期限、輸出業者もしくは購入者の名称および連絡先、納品日等の内容の記録が必要。		

【注意】 輸入品に対する検査措置などは地域によって異なる可能性もございます。本情報は現時点での参考情報としてお取り扱いください。

『27日通達』の詳細につきましては、以下にございます日本語訳（仮訳）、および9ページ以降にございます中国語原文をご参照ください。

なお、関連措置につきましては今後の情勢に伴い、法令や規制が改訂・変更される可能性もございます。今後、追加の情報を入手次第、随時ご案内させていただきます。

上海出入国検査検疫局
**『日本の中国向け輸出食品、食用農産物に対する検査検疫要求を
より一層明確にすることに関する通達』**

各関連単位：

日本で大地震、津波が発生し、それに伴い発生した放射能汚染事故以降、国家品質監督検査検疫総局は『一部の日本食品・農産物の輸入を禁止することに関する公告』（2011年第35号）、『日本からの輸入食品・農産物に対する検査検疫監督管理をさらに強化することに関する公告』（2011年第44号）および『日本からの輸入食品・農産物に関する問題についての補充通達』（国質検食函[2011]236号、以下、『補充通達』という）を相次いで公布した。ここに関連する要求について以下のように、より一層明確にする。

1. 日本の中国向け輸出食品・食用農産物の検査を申請する場合、輸入商品の詳細なリストを提出しなければならない。これには少なくとも、ブランド、名称、規格、数量、産地（必ず県まで具体的に記入すること）、生産期日、生産もしくは輸入ロット番号、品質保証期限、輸出業者もしくは購入者の名称および連絡先、納品日等の内容（併せて輸入業者の対応する関連情報リストの翻訳文書を添付すること）が含まれていなければならない。かつ事実に基づき申告し、法的責任を負い、併せて規定の要求を満たさない輸入商品に対しては返送もしくは廃棄処分を行う旨の誓約をしなければならない。
2. 2011年3月11日以前に生産された日本の中国向け輸出食品・食用農産物に対して、国家品質監督検査検疫総局第35号、第44号公告の禁止規定および日本政府発行の放射性物質検査・測定合格に係る証明書の提出についての要求を適用しない。当局の放射性物質検査・測定に合格した後、輸入を許可する。
3. 2011年3月11日以降に生産され、かつ4月9日以降（4月9日を含む）に出港した日本の中国向け輸出食品・食用農産物に対して、国家品質監督検査検疫総局第44号公告および補充通達における関連規定の要求を適用する。特に、第44号公告における禁止範囲以外の日本の中国向け輸出食品および食用農産物は、日本政府発行の放射性物質検査・測定合格に係る証明書提出、原産地証明を提出しなければならない。かつ当局の放射性物質検査・測定に合格した後、輸入を許可する。
4. 2011年4月9日以降（4月9日を含む）に出港した日本の中国向け輸出食品・食用農産物につき、輸入製品リストに3月11日以前に生産されたものと、3月11日以降に生産されたものが混在している場合、輸入業者または荷受人は現場検査に立ち会い、当局による現場での放射性物質検査・測定において異常なしと判断され

た後、輸入業者もしくは荷受人は検査検疫人員の監督下において貨物に対し整理を行い、輸入禁止もしくは公的証明書の提出ができない製品については、検査検疫機関の指定する港湾の倉庫に保管し、かつ当局の監督下において返送もしくは廃棄に係る手続を行わなければならない。

5. 本通達における「輸入食品・食用農産物」には、果物、生きた食用水生動物および飼料は含まない。
6. 日本の中国向け輸出食品に係るすべての国外輸出業者もしくは代理業者に対して届出管理を実施する。具体的な要求については、『日本の中国向け輸出食品に係る輸出業者もしくは代理業者の届出申請についての注意事項³』を参照すること。
7. 関連する各輸入業者は、要求に基づき、輸入・販売記録制度を確立し、事実に基づき日本の中国向け輸出食品に係る名称、規格、数量、生産期日、生産もしくは輸入ロット番号、品質保証期限、輸出業者もしくは購入者の名称および連絡先、納品日等の内容を記録しなければならない。具体的な要求については、『食品輸入業者による入国食品輸入、販売記録の登記・保存に係る注意事項⁴』を参照すること。
8. 日本から輸入する水産物に対する検疫、審査・承認事項に係る手続：

日本から輸入する水産物（HSコード：0302110000-0307999090、1212201010-1212209090、1603000090-1605909090）は、事前に検疫に係る審査・承認手続を行わなければならない。『入国動植物検疫許可証申請表』上に注記する情報については、『日本から輸入する水産物の検疫許可証申請表に係る記入要求⁵』を参照すること。
9. 国家品質監督検査検疫総局がその他の要求を公布した場合、新たな要求に基づき執行する。

以上

上海市出入国検疫検査局

食品安全監督管理処

2011年4月27日

³ <http://www.shciq.gov.cn/templates/detail.jsp?id=48983>

⁴ <http://www.shciq.gov.cn/templates/detail.jsp?id=11738>

⁵ <http://www.shciq.gov.cn/templates/detail.jsp?id=49461>

上海市出入国検査検疫局
『上海口岸における日本の中国向け輸出食品に係る
輸出業者もしくは代理業者の届出申請についての注意事項』

国家品質監督検査検疫総局2011年第44号公告の要求に基づき、2011年4月8日より上海検査検疫局は日本の中国向け輸出食品に係る国外輸出業者もしくは代理業者に対して届出管理を実施する。関連する食品の国内輸入業者／荷受人は以下の手順に基づき、その国外貿易取引先に係る届出申請業務を遂行すること。

1. 「輸入食品の国外輸出業者もしくは代理業者届出情報表」の電子表(以下、「届出情報表」という、添付資料をダウンロードの上参照すること)は国内の輸入業者／荷受人が協力して記入し、かつ具体的な届出申請業務に対して責任を負い、表中に記入した内容が真実性、正確性、完全性を有していることを保証することができる。複数の国外輸出業者もしくは代理業者に関係する場合、企業ごとに「届出情報表」を記入しなければならない。
2. 企業は届出情報表を記入する過程において、厳格に添付資料の電子表において要求された位置に基づき記入し、行の挿入／削除もしくはセルの結合／分割等の操作を行ってはならない。届出情報表に「*」印を付した内容は記入必須項目であり、記入漏れがあってはならない。
3. 国内の輸入業者／荷受人は指定された上海口岸において輸入食品の国外輸出業者もしくは代理業者に係る届出受理機関(受理機関の住所および連絡先は添付書類を参照)に対して直接、届出を申請し、当該会社の公印を押捺した紙ベースの届出情報表1部およびその電子表を提出する。
4. 受理機関は申請された届出情報が完全かつ正確であり、かつ国外の輸出業者もしくは代理業者に重複した届出記録がないことを確認した後、電子ファイルを上海口岸届出データベースに入力する。システムが自動的に届出コードを生成した後、受理機関はプリントアウトした届出情報表上に「確認」の文言のある印を押捺し、届出情報表の受領証明書とする。
5. 本日より、国内の輸入業者／荷受人は上海口岸での検査申請時に、企業公印を押捺した日本の中国向け輸出食品に係る国外の輸出業者もしくは代理業者に関する届出情報表の受領証明書のコピーを提出しなければならない。

6. これ以前に、すでに上海口岸で輸入乳製品、肉類製品および食用植物油等の製品に係る国外輸出業者もしくは代理業者に関する届出申請を行った企業は、再申請を行う必要はない。

上海出入国検査検疫局

2011年4月11日

届出申請書受理機関の住所および連絡先:

<http://www.shciq.gov.cn/upload/201113110313543601.doc>

「輸入食品の国外輸出業者もしくは代理業者届出情報表」テンプレート:

<http://www.shciq.gov.cn/upload/201114110314555323.xls>

『食品輸入業者による入国食品輸入、販売記録の登記・保存に係る注意事項』

『中華人民共和国食品安全法』の実施に協力するため、食品輸入業者は以下の要求に基づき入国食品の輸入、販売記録を登記、保存しなければならない。

1. 食品輸入業者は食品の輸入および販売に係る記録制度を確立し、『入国食品輸入、販売記録表』の推奨テンプレート(添付資料をダウンロードの上参照すること)を参照し、ロットごとに事実に基づき入国食品に係る輸入および販売状況を記録しなければならない。記録・保存期限は2年を下回ってはならない。
2. 『入国食品輸入、販売記録表』には必ず製品の名称、原産地、製造メーカー、ブランド、規格、生産期日、品質保証期限、入庫期日、入庫数／重量、出庫期日、購入者の名称および連絡先、貨物の出荷地域、出庫数／重量等の内容を含まなければならない。入国食品に関連する検査検疫情報には、検査申請書コード、国外の輸出業者／代理業者および届出番号、検査検疫機関の『食品証書』発行日等の情報が含まれ、製品の入庫登記時の記入必須内容である。
3. 『入国食品輸入、販売記録表』では、同一の原産地、製造メーカー、ブランド、規格の製品に係る入庫登記および出荷登記等の2部分の内容を同時に記録し、在庫照合検査の便宜を図らなければならない。入国食品を入庫、出荷した後は毎回、遅滞なく登記を実施しなければならず、在庫状況は記録と一致しなければならない。
4. 食品輸入業者は紙ベース、電子ファイルもしくはデータベース方式を通して、入国食品の輸入、販売記録を登記および保存し、食品の輸入および販売に係る記録は必ず上述の要求を満たさなければならない。
5. 検査検疫部門は食品輸入業者による入国食品の輸入、販売記録に対して不定期の抽出調査を実施し、抽出調査の結果を企業信用管理の重要な考課指標とする。これは輸入食品に係る検疫・監督管理方式に直接的な影響を与える。

添付資料 : 『入国食品輸入、販売記録表』推奨テンプレート

<http://www.shciq.gov.cn/upload/200941120341586824.xls>

『日本から輸入する水産物の検疫許可証申請表に係る記入要求』

日本から輸入する水産物(HSコード:0302110000-0307999090、1212201010-1212209090、1603000090-1605909090)は、事前に検疫に係る審査・承認手続を行わなければならない。『入国動植物検疫許可証申請表』上には、以下の情報を注記しなければならない。

1. 「HSコードおよび名称」欄に、実際に輸入した水産物のHSコードおよび名称を記入すること。
2. 「産地(国家)」欄の選択肢の中から「日本」を選び、養殖類の場合、「産地(地区)」欄の選択肢の中から水産物原料の養殖地区所在県の名称を選ぶこと。例:「愛知(日本)」。海面漁業については第3条を参照すること。
3. 「その他の国外の生産加工保管単位／輸出業者」欄に、事実に基づき加工工場の名称および住所を記入し、海面漁業の場合、当該欄に漁獲区域およびその国際連合食糧農業機関の漁場番号を明記すること。
4. 「輸出国／地区」欄の選択肢から「日本」を選び、「輸出地区」欄の選択肢から日本の積出港を選ぶこと。
5. 「輸送ルート」欄には、製品の輸送ルートを注記する。これには日本国内の輸送で経由した県名も含まれる。
6. 日本が産地である水産物がその他の国を経由して中国に輸入された場合、上述の第1、2、3条に変更はないが、「輸出国／地区」欄の選択肢から当該国の名称を選ぶ際に、「輸出地区」欄の選択肢から当該国の積出港を選び、「輸送ルート」欄には製品の輸送ルートを明記すること。これには日本国内での輸送で経由した県名、日本から当該国への輸送ルートおよび当該国から中国への輸送ルートが含まれる。

【 解説・日本語仮訳 : みずほコーポレート銀行(中国)有限公司 中国アドバイザー一部 佐藤直昭 】

上海出入境检验检疫局

《关于进一步明确日本输华食品、食用农产品有关检验检疫要求的通知》

各相关单位：

自日本发生大地震、海啸并由此引发的核污染事件以来，国家质检总局先后发布了《关于禁止部分日本食品农产品进口的公告》（2011 年 35 号）、《关于进一步加强从日本进口食品农产品检验检疫监管的公告》（2011 年 44 号）和《关于从日本进口食品农产品有关问题的补充通知》（国质检食函[2011]236 号），以下简称“补充通知”，现将有关要求进一步明确如下：

- 一． 日本输华食品、食用农产品报检时应提供进口产品详细清单，至少应包括品牌、名称、规格、数量、产地（必须具体到县）、生产日期、生产或进口批号、保质期、出口商或购货者名称及联系方式、交货日期等内容（并随附进口商对应相关信息清单的翻译件），附加如实申报、承担法律责任、并对不符合规定要求的进口产品办理退运或销毁的承诺。
- 二． 对 2011 年 3 月 11 日前生产的日本输华食品、食用农产品，不适用国家质检总局第 35 号、44 号公告的禁止规定和提供日本政府出具放射性物质检测合格证明的要求。经我局放射性物质检测合格后允许进口。
- 三． 对 2011 年 3 月 11 日后生产并于 4 月 9 日（含）后离港的日本输华食品、食用农产品，适用国家质检总局第 44 号公告和补充通知的相关规定要求。特别对 44 号公告禁止范围以外的日本输华食品和食用农产品应提供由日本政府出具的放射性物质检测合格的证明、原产地证明，并经我局放射性物质检测合格后允许进口。
- 四． 2011 年 4 月 9 日（含）后离港的日本输华食品、食用农产品，进口产品清单中既有 3 月 11 日前生产、也有 3 月 11 日后生产的，进口商或收货人应到查验现场，在我局现场放射性检测无异常后，进口商或收货人应在检验检疫人员监督下对货物进行清理，对禁止进口或不能提供官方证明的产品封存于检验检疫机构指定的口岸仓库，并在我局的监督下办理退运或销毁手续。
- 五． 本通知所称“进口食品、食用农产品”不包括水果、活体食用水生动物和饲料。

- 六. 所有日本输华食品的境外出口商或代理商须实施备案管理。具体要求详见《日本输华食品境外出口商或代理商备案申请须知⁶》。
- 七. 各有关进口商应按要求建立进口和销售记录制度，如实记录日本输华食品的名称、规格、数量、生产日期、生产或者进口批号、保质期、出口商或购货者名称及联系方式、交货日期等内容。具体要求详见《食品进口商登记保存入境食品进口、销售记录须知⁷》。
- 八. 关于日本进口水产品办理检疫审批事宜：

从日本进口水产品（HS 编码：0302110000-0307999090, 1212201010-1212209090, 1603000090-1605909090）应事先办理检疫审批手续。在《进境动植物检疫许可证申请表》中注明信息详见《日本进口水产品检疫许可证申请表填写要求⁸》。
- 九. 国家质检总局如下达其他要求的，按新的要求执行。

特此通知。

上海出入境检验检疫局
食品安全监管处

二〇一一年四月二十七日

⁶ <http://www.shciq.gov.cn/templates/detail.jsp?id=48983>

⁷ <http://www.shciq.gov.cn/templates/detail.jsp?id=11738>

⁸ <http://www.shciq.gov.cn/templates/detail.jsp?id=49461>

上海出入境检验检疫局

《上海口岸日本输华食品出口商或代理商备案申请须知》

根据国家质检总局 2011 年第 44 号公告要求，2011 年 4 月 8 日起上海检验检疫局对日本输华食品的境外出口商或代理商实施备案管理，请相关食品的境内进口商/收货人按照以下程序协助其境外贸易伙伴完成备案申请工作：

1. “进口食品境外出口商或代理商备案信息表”电子表格（以下简称备案信息表，见下载附件）可以由境内进口商/收货人协助填写，并负责具体的备案申请工作，保证表格中填写的内容真实、准确、完整；如涉及多家境外出口商或者代理商，须按企业分别填写“备案信息表”。
2. 企业在填写备案信息表过程中，应该严格按照附件中电子表格所要求的位置填写，不得进行插入/删除行列，或者合并/拆分单元格等操作，备案信息表中标注有“*”号的内容是必填项，不得遗漏。
3. 境内进口商/收货人向指定的上海口岸食品进口食品境外出口商或代理商备案受理机构（受理机构地址和联系方式见附件）直接申请备案，提交加盖有本公司公章的纸质备案信息表 1 份及其电子表格。
4. 受理机构在确认申请备案信息完整准确，且境外出口商或者代理商无重复备案记录后，将电子文档导入上海口岸备案数据库，系统自动生成备案编号，由受理机构在打印好的备案信息表上加盖“确认”字样图章，作为备案信息表回执。
5. 从即日起，境内进口商/收货人在上海口岸报检时，需提交加盖企业公章的日本输华食品境外出口商或代理商备案信息表回执复印件。
6. 之前，已经在上海口岸完成进口乳制品、肉类产品和食用植物油等产品境外出口商或者代理商备案申请的企业，无需重新申请。

点击查看 ： 《备案申请受理机构地址和联系方式》
 (<http://www.shciq.gov.cn/upload/201113110313543601.doc>)

点击下载 ： 进口食品境外出口商或代理商备案信息表模板
 (<http://www.shciq.gov.cn/upload/201114110314555323.xls>)

上海出入境检验检疫局

二〇一一年四月十一日

《食品进口商登记保存入境食品进口、销售记录须知》

为配合《中华人民共和国食品安全法》的实施，食品进口商应当按以下要求登记和保存入境食品的进口、销售记录：

1. 食品进口商应当建立食品进口和销售记录制度，参照《入境食品进口、销售记录表》推荐模板（见下载附件），按批次如实记录入境食品的进口和销售情况，记录保存期限不得少于2年。
2. 《入境食品进口、销售记录表》中必须包括产品的名称、原产地、制造商、品牌、规格、生产日期、保质期、入库日期、入库数/重量、出库日期、购货者名称及联系方式、货物流向地区、出库数/重量等内容；入境食品的相关检验检疫信息，包括报检单编号、境外出口商/代理商及备案号、检验检疫机构《食品证书》签发日期等信息，是产品入库登记的必填内容。
3. 《入境食品进口、销售记录表》中应该同时记录相同原产地、制造商、品牌、规格产品的入库登记和出货登记等2部分内容，以便进行库存核销检查；入境食品在每次入库、出货后必须进行及时登记，库存情况应该与记录相符。
4. 食品进口商可以通过纸质、电子文档或数据库方式，登记和保存入境食品进口、销售记录，食品进口和销售记录必须达到上述要求。
5. 检验检疫部门对食品进口商入境食品进口、销售记录做不定期抽查，抽查结果作为企业信用管理的一项重要考评指标，将直接影响到对其所进口食品的检验监管方式。

附件：《入境食品进口、销售记录表》推荐模版
(<http://www.shciq.gov.cn/upload/200941120341586824.xls>)

《日本进口水产品检疫许可证申请表填写要求》

从日本进口水产品（HS 编码：0302110000-0307999090，1212201010-1212209090，1603000090-1605909090）应事先办理检疫审批手续。在《进境动植物检疫许可证申请表》中注明如下信息：

- 一. 在“HS 编码及名称”栏中填写实际进口的水产品 HS 编码及名称。
- 二. 在“产地（国家）”栏下拉菜单中选择“日本”，养殖类在“产地（地区）”栏下拉菜单中选择水产品原料养殖地区所在县名称，如“爱知（日本）”，海捕的见第三条。
- 三. 在“其他境外生产加工存放单位/出口商”栏中如实填写加工厂名称及地址，海捕的必须在该栏中填写捕捞区域及其联合国粮农组织渔区编号。
- 四. 在“输出国家/地区”栏下拉菜单中选择“日本”，在“输出地区”栏下拉菜单中选择日本的启运港口。
- 五. 在“运输路线”栏中注明产品运输路线，包括日本境内运输的途经县名。
- 六. 如日本产地的水产品通过其他国家输往我国的，上述一、二、三条不变，但在“输出国家/地区”栏下拉菜单中选择该国家名称，在“输出地区”栏下拉菜单中选择该国家的启运港口，在“运输路线”栏中注明产品运输路线，包括日本境内运输的途经县名、日本输往该国家的运输路线及该国家输往我国的运输路线。

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言：**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持：**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権：**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責：**
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性やいは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。